

笑顔と生きがいを支える温かなまち

概要版

第3次佐用町障がい者計画 第7期佐用町障がい福祉計画 第3期佐用町障がい児福祉計画



【1】3つの計画を策定

町は令和6年度から9年間計画となる第3次障がい者計画、ならびに3年間計画となる第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画の3つを策定しました。

詳しい内容が記された本編やアンケートの結果は、QRコードからホームページで見ることができます。



【2】障がい者計画は、障がい福祉のみちしるべ

障がい者計画では、「障がい者がその人らしく生活できること」「障がいのある人もない人も共に暮らすこと」「障がい者自らが生活を決められること」を進めるために、町の障がい福祉の道しるべとなる理念や支援の方法を定めたものです。すべての人が、笑顔で暮らせるよう、基本理念を表題のように決めました。

「障害」と「障がい」の表記について

計画書では、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記としています。「害」をひらがなで書くことで、障がい者自身に害はないことを啓発して、障がい者への理解を深めたいと考えています。

法律・政令・条例等に規定または使用されている用語・制度・事業や団体名などの固有名詞などは、元の表記である「障害」に従って表記しています。

令和6年3月
佐用町

【3】障がい者計画の施策の内容

障がい者がその人らしく安全安心に暮らせる地域の見守りや、生きがいをもって社会で活躍できる佐用町をめざして、次のような施策をにかけて障がい者を支援します。各施策のとりくみは本編にかかげ、福祉サービスの実施につなげます。

基本方針	施策の内容
1. 地域での生活の支援 ～生活支援、保健・医療～	(1) 地域で支える基盤づくり (2) 障がい福祉サービスの充実 (3) 居住支援の充実 (4) 保健・医療の充実 (5) 相談支援体制の充実 (6) 情報に対する利便性の向上
2. 障がいのある児童への支援 ～療育・保育・教育～	(1) 保育・教育における支援体制の充実 (2) 障がいのある児童への療育の充実 (3) インクルーシブ教育システムの構築
3. 生きがいを持てる 社会づくり ～雇用・就業、文化芸術活動、スポーツ活動等～	(1) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保 (2) 文化芸術活動・スポーツ等の振興
4. 障がいのある人への理解促進 ～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～	(1) 障がいを理由とする差別の解消 (2) 福祉教育の推進 (3) ボランティア活動等の促進 (4) 権利擁護の推進
5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 防犯・防災対策の推進



【4】障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、サービスの目標

町は3年ごとに障がい福祉計画を策定して、時勢と町の実情に合ったサービス量の目標を掲げて福祉施策を進めています。国の法律の変化や社会情勢に合わせ、町の福祉サービスの実績やアンケートの結果を踏まえて目標値を定めました。内容は、障がい福祉に関する啓発・広報、地域生活の支援、保健、医療、介護、雇用、教育、生活環境、危機管理など、幅広い分野を対象としています。

町の福祉サービスがどのように進められているかは、当事者関係者でつくる障害者地域自立支援協議会で毎年評価をして、次のとりくみに生かしています。

【5】令和8年度(2026年度)までの成果目標

国の指針にもとづき、以下の各項目を令和8年度(2026年度)末までに達成すべき障がい福祉の目標を定めました。主なものを次に記します。

障がい福祉計画

- 施設入所者のうち、地域生活に移行するかたの数…2人
- 施設に入所しているかたの数…61人(1人削減)
- 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの効果的な運用
- 地域生活支援拠点が提供するサービスの向上と運営状況の検証、検討
- 福祉施設から一般就労へ移行するかたの数…4人
- 就労定着支援から一般就労への移行者数…1人
- 各種研修への参加や関係機関との連携によって、障害福祉サービスの質の向上をはかる
- 自発的活動支援事業(当事者の自発的活動)を実施
- 基幹相談支援センターの設置

障がい児福祉計画

- 児童発達支援センターなどの療育支援体制の充実
- 保育所等訪問支援を行える体制の維持と効果的な支援の実施
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数…1か所
- 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の充実
- 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置…1人
- 障がい児相談窓口の充実
- 障がい児の地域社会参加の包容(インクルージョン)体制の構築



●相談窓口

窓口名称	相談内容	電話 ＜平日昼間＞	電話 ＜夜間・休日＞
佐用町障害者虐待防止センター	虐待に関する相談、虐待を発見した場合の通報	0790-82-0661	0790-82-2521
佐用町健康福祉課	障がい福祉に関すること全般	0790-82-0661	—

●町内の施設一覧

ご利用いただける町外の事業所についてはお問い合わせください。

法人名	事業所名	所在地	サービス内容	電話
(福) 佐用福祉会	いちよう園	佐用 1506 番地	施設入所支援、生活介護、短期入所、日中一時支援、就労継続支援（B型）	0790-82-0003
	グループホーム たんぽぽ	佐用 2832 番地 12	共同生活援助	
	相談支援事業所 すまいる	佐用 1506 番地	計画相談支援 地域生活支援拠点	
	地域活動支援センターあさざり	佐用 2892 番地 8	地域活動支援センターⅢ型	0790-82-2551
(福) くすのき会	播磨園	多賀 2268 番地	施設入所支援、生活介護、短期入所、日中一時支援	0790-78-0168
(福) もみじ会	三原ホーム	三原 335 番地 13	施設入所支援、生活介護、短期入所	0790-79-3835
(福) はなさきむら	はなさきむら作業所	米田 304 番地 24	就労継続支援（B型）、生活介護	0790-78-1350
	グループホーム コスモス	長尾 807 番地 3	共同生活援助	
	相談支援事業所 ふきのとう	米田 304 番地 24	計画相談支援	050-3444-7648
	なのはな	久崎 90 番地 1	生活介護	
	放課後等デイサービス つぼみ	円光寺 247 番地	放課後等デイサービス	
(福) 平成福祉会	シャイン	林崎 662 番地 10	施設入所支援、生活介護、短期入所、日中一時支援	0790-78-1270
(福) 聖風会	千種川ナーシングホーム	平福 780 番地	施設入所支援、生活介護、短期入所	0790-83-2001
	千種川リハビリテーションセンター	平福 780 番地	施設入所支援、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、日中一時支援	
(福) 佐用町社会福祉協議会	佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター	東徳久 1946 番地	居宅介護、同行援護、訪問入浴、移動支援	0790-78-1212
(福) 兵庫県社会福祉事業団	朝陽ヶ丘荘障害者短期入所事業所	平福 138 番地 1	短期入所	0790-83-2008
(一社) 小野の駅	えん花園	口長谷 506 番地 1	就労継続支援（B型）	0790-71-0434
合同会社 てん	親子のがっこう	家内 42 番地	放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援	090-5691-9639

※令和6年3月1日現在

(福)：社会福祉法人 (一社)：一般社団法人

＜概要版＞第3次佐用町障がい者計画第7期佐用町障がい福祉計画
第3期佐用町障がい児福祉計画

発行
令和6年3月

発行：佐用町 健康福祉課
☎0790-82-0661 FAX0790-82-0144
〒679-5380 佐用町佐用 2611 番地 1